

【報告事項】

1 携帯電話販売店等を対象とした出店荒し等事件の捜査終結について

（刑事部）

警察本部から「中央警察署ほか5警察署及び捜査第三課は、令和5年1月から同年12月までの間、主に福岡地区において、閉店中の店舗に侵入し、現金、貴金属類及びスマートフォンを大量に窃取する出店荒し等事件を敢行したほか、盗品と知りながら被害品を預かり、自宅等に保管又は買取り店に売却したとして、6月末までに、福岡市城南区居住の無職の男性ほか7人を逮捕した。捜査の結果、被疑者らによる出店荒し等事件54件、被害総額約6,273万円相当を確認し、捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「暴力団とのつながりはないのか。」旨の発言があり、警察本部から「今のところ暴力団とのつながりは確認されていない。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者らの中には無職の者もいるが、盗んだ現金等で生活していたということか。」旨の発言があり、警察本部から「そのようである。」旨の説明があった。

2 暴力団対策法違反事件被疑者の逮捕について

（暴力団対策部）

警察本部から「粕屋警察署ほか3警察署及び組織犯罪対策課並びに暴力団犯罪捜査課は、配下組員による不当要求行為を禁止する再発防止命令を受けていた神戸山口組傘下組織組長及び不当要求行為を禁止する再発防止仮命令を受けていた配下組員が共謀の上、みかじめ料名目で現金を要求し、命令及び仮命令に違反した暴力団対策法違反事件について、9月3日までに、同組長ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「再発防止命令を受けてなお、違法な要求を行った理由は何か。」旨の発言があり、警察本部から「長年にわたってみかじめ料の支払いを受けてきたことで、被疑者らが被行為者との関係性を過信し、今回も大丈夫だろうと軽く考えていたものと思われる。」旨の説明があった。

公安委員から「長年にわたって同様の行為を行ってきたということであるが、恐喝等の余罪はないのか。」旨の発言があり、警察本部から「今回の要求行為は、恐喝等には当たらない程度のものではあったことから、再発防止命令等を発出し

た上で、同命令等違反として逮捕した。」旨の説明があった。

警察本部から「恐喝等に当たらない行為に対して行政命令を発出し、同命令に違反した暴力団員を検挙していくことも、暴力団対策法の一つの狙いである。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団の壊滅に向けて、引き続き徹底した取締りをお願いする。」旨の発言があった。

3 銃砲刀剣類所持等取締法違反等事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「田川警察署ほか2警察署及び暴力団犯罪捜査課は、令和5年4月24日、田川郡川崎町において、太陽光発電施設に向けて拳銃の弾丸を発射し、送電設備に命中させて損壊した銃砲刀剣類所持等取締法違反等事件について、9月4日、田川郡大任町居住の土木建設業の男性ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「犯行動機等は判明しているのか。」、「拳銃の入手経路は判明しているのか。」旨の発言があり、暴力団対策部長から「取調べ等を徹底し、今後の捜査で明らかにしていく。」旨の説明があった。

4 県下一斉飲酒運転撲滅特別取締りの実施結果について

(交通部)

警察本部から「平成18年8月25日に福岡市東区の「海の中道大橋」において発生した、幼児3人が亡くなる飲酒運転による交通死亡事故を風化させることなく、県警察の飲酒運転撲滅に向けた力強い取締りへの取組姿勢を示すため、県下一斉に大規模検問等を実施した。取締りの結果、飲酒運転を11件検挙したほか、海の中道大橋において実施した大規模検問の様態が大々的に報道されるなど、県民の飲酒運転撲滅気運の更なる向上が図られたと考えている。」旨の報告があった。

公安委員から「毎年この時期に、県警察では大規模な飲酒運転取締りを実施しているが、それにもかかわらず検挙者が後を絶たないのは、それだけ日常的に飲酒運転をしている者がいるということか。」旨の発言があり、警察本部から「飲酒運転を検挙した際、体内に高濃度のアルコールを保有している者の割合が約8割を占めていることなどから、アルコールが残っていることを認識して飲酒運転をしている

者が多いことや、一部でアルコール依存症の者の存在もうかがわれる。こうした現状を踏まえ、関係機関とより一層連携を強化し、様々な角度からの取組を推進していきたい。」旨の説明があった。

公安委員から「今後、自転車で来店した客に酒類を提供した飲食店も、酒類提供罪に問われる可能性があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「自転車による飲酒運転であっても、飲食店側が酒類提供罪に問われる可能性はある。」旨の説明があった。

公安委員から「県民の飲酒運転撲滅気運を更に高めていくため、プロスポーツ選手などのインフルエンサーとなるような方々に協力を求め、注目を集めることも有効ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「各種スポーツチーム等とタイアップした広報啓発については、現在力を入れているところであり、今後とも効果的な取組を進めていきたい。」旨の説明があった。

5 台風第10号に伴う被害状況及び警察措置について

(警備部)

警察本部から「台風第10号は、8月29日に勢力を増しながら九州地方に上陸し、県内全域に「暴風警報」等が発表され、30日未明、本県に最接近した。県内の被害状況として、死者2名、負傷者22名を確認している。県警察としては、8月29日に「災害警備本部」を設置し、情報収集、避難誘導、交通規制、捜索活動等の災害対策を実施した。」旨の報告があった。

公安委員から「県内において大規模な災害は発生しなかったものの、2名の方が亡くなられている。引き続き、台風等による災害への的確な対処をお願いする。」旨の発言があった。